

平成23年度沖縄県人事行政の運営等の状況

平成24年9月

沖 縄 県

目 次

第 1 趣旨	1
第 2 人事行政の運営の状況	
1 職員の任免及び職員数に関する状況	
(1) 職員の採用の状況	2
(2) 再任用職員の採用の状況	2
(3) 退職の状況	2
(4) 職員数の状況	3
2 職員の給与の状況	
(1) 総括	
ア 人件費の状況（普通会計決算）	4
イ 職員給与費の状況（普通会計決算）	4
ウ 特記事項	4
エ ラスパイレス指数の状況	4
オ 給与改定の状況	4
(2) 一般行政職給料表の状況	5
(3) 職員の平均給与月額、初任給等の状況	
ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況	5
イ 職員の初任給の状況	7
ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況	7
(4) 一般行政職の級別職員数等の状況	
ア 一般行政職の級別職員数の状況	8
イ 昇給への勤務成績の反映状況	8
(5) 職員の手当の状況	
ア 期末手当・勤勉手当	9
イ 退職手当	9
ウ 地域手当	9
エ 特殊勤務手当	10
オ 時間外勤務手当	15
カ その他の手当	15
(6) 特別職の報酬等の状況	18
(7) 公営企業職員の状況	
ア 水道事業	19
イ 工業用水道事業	22
ウ 病院事業	26
3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	
(1) 勤務時間の状況	30
(2) 年次休暇の状況	30
(3) 特別休暇等の状況	31
4 職員の分限処分及び懲戒処分の状況	
(1) 分限処分の状況	32
(2) 懲戒処分の状況	33
5 職員のサービスの状況	
営利企業等の従事許可の状況	33
6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況	
(1) 研修の状況	33
(2) 勤務成績の評定の状況	35
7 職員の福祉及び利益の保護の状況	
(1) 厚生制度の状況	36
(2) 公務災害補償の状況	37

第3 人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 採用試験の実施状況	37
ア 上級試験	37
イ 中級試験	38
ウ 初級試験	38
エ 警察官試験	38
オ 身体障害者を対象とした採用選考試験	38
カ 採用試験の実施日程	39
(2) 採用選考の状況	39
(3) 昇任試験の実施状況	40
(4) 昇任選考の状況	40
2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	41
3 勤務条件に関する措置の要求の状況	46
4 不利益処分に関する不服申立ての状況	47

平成23年度沖縄県人事行政の運営等の状況

第1 趣旨

任命権者が報告した平成23年度における職員の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定並びに福祉及び利益の保護等人事行政の運営の状況並びに人事委員会が報告した平成23年度における業務の状況について、沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年沖縄県条例第4号）第6条の規定により公表するものである。

地方公務員法（抜粋）

（人事行政の運営等の状況の公表）

第58条の2 任命権者は、条例で定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定並びに福祉及び利益の保護等人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

2 人事委員会又は公平委員会は、条例で定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、業務の状況を報告しなければならない。

3 地方公共団体の長は、前2項の規定による報告を受けたときは、条例で定めるところにより、毎年、第1項の規定による報告を取りまとめ、その概要及び前項の規定による報告を公表しなければならない。

沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

（公表）

第6条 知事は、第2条及び第4条の規定による報告を受けたときは、毎年9月末日までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び第4条の規定による報告を公表しなければならない。

2 前項の公表は、次に掲げる方法により行う。

(1) 県公報に掲載する方法

(2) インターネットを利用して閲覧に供する方法

第2 人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況

職員の任用に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第3号）に基づき、任命権者が採用した職員数の状況である。

職員の採用の状況（平成23年度）

（単位：人）

区 分	試 験 の 種 類			選 考	合 計
	上級試験	中級試験	初級試験		
一般行政職	113	36	6	13	168
事務職	48	36	6	1	91
技術職	65	0	0	12	77
警 察 職	66	0	32	1	99
教 育 職	0	0	0	675	675
企 業 職	4	0	0	242	246
現 業 職	0	0	0	0	0

備考 表中区分の欄に掲げる用語の意義は、次のとおりである（以下(2)及び(3)において同じ。）。

- 1 一般行政職 2から5までに掲げる職員以外の職員
- 2 警察職 公安職給料表が適用される職員
- 3 教育職 教育職給料表が適用される職員
- 4 企業職 沖縄県企業職員
- 5 現業職 現業職給料表が適用される職員

(2) 再任用職員の採用の状況

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定に基づき、任命権者が再任用した職員数の状況である。ただし、再任用職員の再任用期間を更新した場合にも、採用として数に計上している。

再任用職員の採用の状況（平成23年度）

（単位：人）

区 分	常時勤務	短時間勤務	合 計
一般行政職	25	158	183
事務職	13	97	110
技術職	12	61	73
警 察 職	1	9	10
教 育 職	36	0	36
企 業 職	6	18	24
現 業 職	7	7	14

(3) 退職の状況

職員の退職等の状況である。

退職の状況（平成23年度）

（単位：人）

区 分	定年退職	勸奨退職	そ の 他						合 計
			普 通 退 職	分 限 免 職	懲 免 戒 職	失 職	死 亡 退 職	任 満 了	
一般行政職	161	31	48	0	1	0	8	0	249
警 察 職	44	25	3	0	0	0	0	0	72

教育職	282	80	32	0	2	0	5	5	406
企業職	39	0	174	0	1	0	1	222	437
現業職	5	1	0	0	0	0	0	0	6

備考 表中に掲げる用語の意義は、次のとおりである。

- 1 定年退職 地方公務員法第28条の2第1項の規定による退職及び同法第28条の3第1項の規定による勤務延長後の退職
- 2 勸奨退職 任命権者が行う退職勸奨に応じた退職
- 3 普通退職 自己都合による退職
- 4 分限免職 地方公務員法第28条第1項の規定による免職
- 5 懲戒免職 地方公務員法第29条の規定による免職
- 6 失職 地方公務員法第28条第4項の規定による失職
- 7 任期満了 定められた任期が満了したことによる退職

(4) 職員数の状況

各年4月1日現在の一般職に属する職員の部門別の状況である。

職員数の状況

(各年4月1日現在。単位：人)

区 分 部 門	職 員 数			対前年増減数			平成23年度分の主な増減理由	
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度		
一般行政部門	議会	41	40	39	0	△1	△1	事務の統廃合縮小等 事務の増加等 事務の統廃合縮小等 業務の増加等 事務の統廃合縮小等 事務の統廃合縮小等 事務の統廃合縮小等 事務の統廃合縮小等 事務の統廃合縮小等 事務の統廃合縮小等
	総務企画	755	731	751	△14	△24	20	
	税務	180	180	177	1	0	△3	
	民生	369	368	370	△33	△1	2	
	衛生	601	593	583	△19	△8	△10	
	労働	110	114	113	0	4	△1	
	農林水産	1,011	978	953	△21	△33	△25	
	商工	212	208	207	0	△4	△1	
	土木	772	746	726	△27	△26	△20	
	小 計	(4,051 87)	(3,958 127)	(3,919 148)	(△113 34)	(△93 40)	(△39 21)	
特別行政部門	教育	13,380	13,260	13,311	△94	△120	51	35人学級対応に伴う増 (教育) 法令基準の増加(警察)
	警察	2,856	2,865	2,873	1	9	8	
小 計	(16,236 17)	(16,125 20)	(16,184 15)	(△93 13)	(△111 3)	(59 △5)		
普通会計計	(20,287 104)	(20,083 147)	(20,103 163)	(△206 47)	(△204 43)	(20 16)		
公営企業等 会計部門	病院	2,281	2,348	2,388	20	67	40	欠員補充等 事務の民間委託等 事務の統廃合縮小等 事務の統廃合縮小等
	水道	274	259	256	0	△15	△3	
	下水道	80	75	72	△7	△5	△3	
	その他	28	27	25	△1	△1	△2	
	小 計	(2,663 18)	(2,709 25)	(2,741 29)	(12 12)	(46 7)	(32 4)	
合 計	(22,950 122)	(22,792 172)	(22,844 192)	(△194 59)	(△158 50)	(52 20)		

備考 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含む。

2 再任用短時間勤務職員は括弧書とし、職員数の外書としている。

3 表中区分の欄に掲げる用語の意義は、次のとおりである。

- (1) 一般行政部門 (2)及び(3)に掲げる職員以外の職員
- (2) 特別行政部門 教育委員会の職員及び警察職員
- (3) 公営企業等会計部門 公営企業会計及び特別会計等に係る職員

2 職員の給与の状況

(1) 総括

ア 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成23年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B÷A	(参考) 年度の人件費率
平成23年度	人 1,422,938	千円 614,492,598	千円 5,767,082	千円 191,993,458	% 31.2	% 30.1

イ 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B÷A	(参考) 都道 府県平均1人 当たりの給与 費
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
平成23年度	人 20,102	千円 91,244,387	千円 16,050,167	千円 31,108,993	千円 138,403,547	千円 6,885	千円 7,098

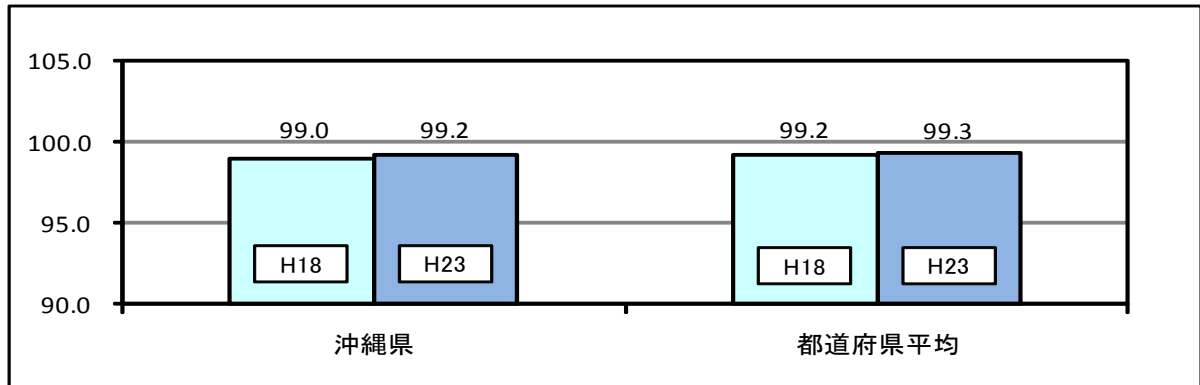
備考 1 表中「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 表中「職員数」は、平成23年4月1日現在の人数である。

ウ 特記事項

平成18年4月1日から一般職員の管理職手当を15パーセント減額（平成10年8月1日から平成18年3月31日までの期間は10パーセント減額）している。また、平成20年4月1日から平成22年12月31日までの間は、給料月額を3パーセント減額し、期末手当及び勤勉手当を2パーセント減額（平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間は、給料月額のみ1.8パーセント減額）している。

エ ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



備考 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

オ 給与改定の状況

(ア) 月例給

区分	人 事 委 員 会 の 勧 告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
平成23年度	円 352,862	円 353,530	△688円 (△0.19%)	% △0.21	% △0.21	% △0.23

備考 表中「民間給与」及び「公務員給与」とは、人事委員会の勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

(イ) 特別給

区分	人 事 委 員 会 の 勧 告	年間支給月数	(参考) 国の年間

	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告(改定月数)		支給月数
平成23年度	月 3.96	月 3.95	月 0.01	月 -	月 3.95	月 3.95

備考 表中「民間の支給割合」とは民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」とは期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(2) 一般行政職給料表の状況(平成23年4月1日現在)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1号級の給料月額	円 135,600	円 185,800	円 222,900	円 261,900	円 289,200	円 320,600	円 366,200	円 413,000	円 466,700
最高号級の給料月額	円 243,700	円 309,200	円 356,400	円 390,100	円 402,500	円 424,600	円 458,400	円 480,500	円 540,300

備考 給料月額は、給料抑制措置を行う前のものである。

(3) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成23年4月1日現在)

(ア) 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
沖縄県	41.7歳	318,957円	366,040円	350,035円
国	42.3歳	327,205円	-	397,723円
都道府県平均	43.7歳	339,183円	425,668円	380,235円

(イ) 技能労務職

区分	公務員					民間		
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 A	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職	平均年齢	平均給与月額 B
沖縄県	50.6歳	337人	339,211円	386,844円	370,938円	-	-	-
うち運転士	49.1歳	70人	334,359円	387,850円	369,156円	自家用車自動車運転者	48.1歳	224,600円
うち用務員	53.3歳	106人	345,154円	375,131円	369,467円	用務員	53.8歳	209,700円
うち農業技術補佐員	46.6歳	72人	331,024円	411,816円	380,056円	-	-歳	-円
うち介助員	53.2歳	30人	354,276円	382,579円	375,908円	-	-歳	-円
うち電話交換士	51.0歳	15人	346,427円	379,845円	359,807円	-	-歳	-円
うち印刷技士	50.5歳	4人	352,041円	379,380円	371,541円	-	-歳	-円
うち土木整備員	46.0歳	8人	320,425円	397,263円	387,420円	-	-歳	-円
うち守衛	49.5歳	3人	327,433円	392,168円	345,600円	守衛	61.9歳	156,000円
うち調理員・調理士	52.4歳	29人	334,839円	370,861円	356,097円	調理士	42.8歳	192,300円

国	49.5歳	3,689人	283,862円	—	321,662円	—	—	—
都道府県平均	49.8歳	376人	332,500円	389,984円	365,792円	—	—	—

区 分	参 考			
	A ÷ B	年収ベース（試算値）の比較		
		公務員 C	民間 D	C ÷ D
沖縄県	—		—	—
うち運転士	1.73	5,980千円	3,027千円	1.98
うち用務員	—	5,907千円	2,943千円	2.01
うち農業技術補佐員	—	6,300千円	—千円	—
うち介助員	—	6,031千円	—千円	—
うち電話交換士	—	5,958千円	—千円	—
うち印刷技士	—	6,022千円	—千円	—
うち土木整備員	2.51	6,094千円	—千円	—
うち守衛	1.93	6,046千円	2,013千円	3.00
うち調理員・調理士	—	5,814千円	2,495千円	2.33

- 備考 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成20年から22年までの3か年平均）。
- 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- 3 年収ベースの「公務員C」及び「民間D」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍にしたものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。
- (ウ) 高等（特殊・専修・各種）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
沖縄県	41.7歳	362,659円	409,769円
都道府県平均	44.8歳	386,168円	447,080円

(エ) 小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
沖縄県	43.6歳	371,602円	417,332円
都道府県平均	43.9歳	372,838円	426,886円

(オ) 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
沖縄県	39.6歳	325,987円	438,236円	355,820円

国	41.2歳	316,868円	—	367,972円
都道府県平均	39.4歳	324,966円	477,711円	370,694円

備考 1 表中「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 表中「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には、時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

イ 職員の初任給の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		沖縄県	国
一 般 行 政 職	大学卒	172,200円	172,200円
	高校卒	140,100円	140,100円
技 能 労 務 職	高校卒	137,200円	—
	中学卒	129,200円	—
高 等 学 校 教 育 職	大学卒	192,800円	—
	高校卒	148,800円	—
小・中学校教育職	大学卒	192,800円	—
	高校卒	148,800円	—
警 察 職	大学卒	187,500円	187,500円
	高校卒	158,100円	158,100円

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一 般 行 政 職	大学卒	255,049円	321,550円	369,424円
	高校卒	213,423円	246,416円	313,581円
技 能 労 務 職	高校卒	— 円	— 円	296,914円
	中学卒	— 円	252,000円	297,525円
高 等 学 校 教 育 職	大学卒	304,729円	362,200円	400,040円
	高校卒	— 円	— 円	— 円
小・中学校教育職	大学卒	301,357円	356,429円	393,421円
	高校卒	— 円	— 円	— 円
警 察 職	大学卒	287,034円	329,359円	377,800円
	高校卒	249,792円	296,353円	330,653円

備考 表中「経験年数」とは、職員が職員として同種の職務に在職した年数をいう。なお、卒業後直ちに県に採用され、引き続き勤務している職員の経験年数は、採用後の在職年数をいう。

(4) 一般行政職の級別職員数等の状況

ア 一般行政職の級別職員数の状況（平成23年4月1日現在）

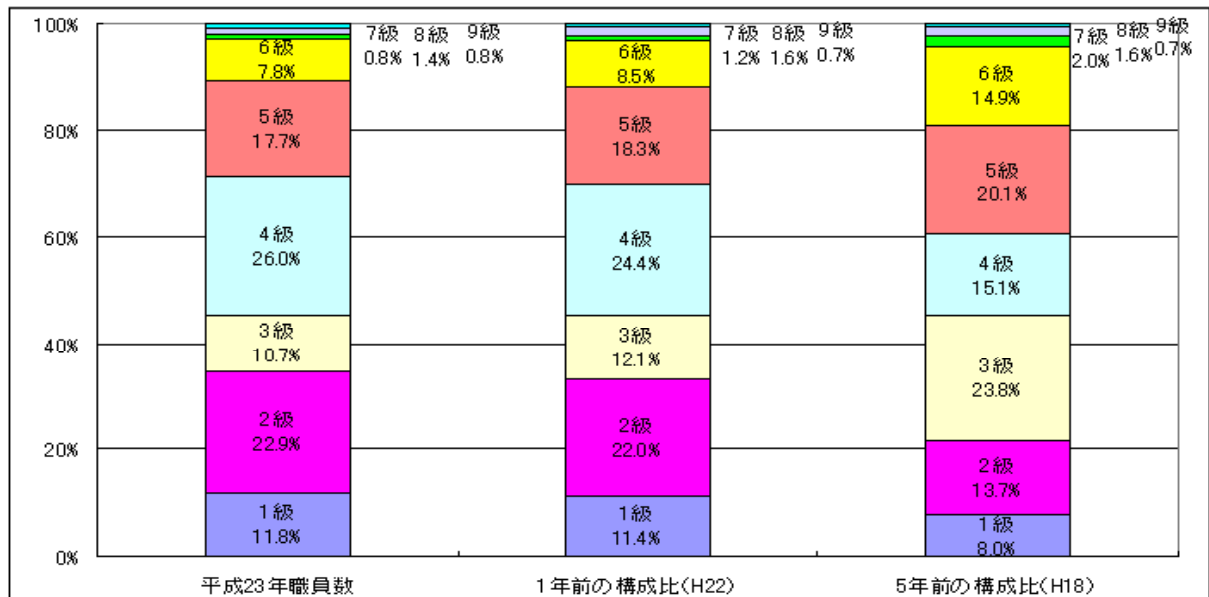
(ア) 級別職員の数等

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事又は技師の職務	517人	11.8%
2級	1 副主査の職務 2 主任の職務	1,001人	22.9%
3級	1 主査又は主任技師の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする副主査の職務	467人	10.7%
4級	1 班長又は主幹の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする主査又は主任技師の職務	1,139人	26.0%
5級	困難な業務を行う班長又は主幹の職務	775人	17.7%
6級	課長又は副参事の職務	342人	7.8%
7級	1 困難な業務を行う課長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする副参事の職務	37人	0.8%
8級	統括監又は参事の職務	63人	1.4%
9級	公室長、本庁の部長又は参事監の職務	33人	0.8%

備考 1 沖縄県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 表中「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

(イ) 給別職員の構成比



備考 給料表は、平成18年に旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級がそれぞれ統合され、11級制から9級制に変更されている。

イ 昇給への勤務成績の反映状況

(ア) 課長級以上の特定職員 人事評価の結果に基づき、「極めて良好」「特に良好」「良好（標準）」「やや良好でない」「良好でない」の5段階で、勤務成績の状況を昇給へ反映させている。

(イ) 特定職員以外の職員 人事委員会通知に基づき、従前の取扱いに準じ「特に良好」「良好（標準）」「良好であると認められない」の3段階で、勤務成績の状況を昇給へ反映させている。

(5) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

沖縄県	国
1人当たり平均支給額（平成23年度） 1,437千円	—
（平成23年度支給割合） 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分	（平成23年度支給割合） 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%から20%まで 管理職加算 10%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%から20%まで 管理職加算 10%から25%まで

備考 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

1 課長級以上の特定職員

人事評価の結果に基づき、「極めて良好」「特に良好」「良好（標準）」「やや良好でない」「良好でない」の5段階で、勤勉手当へ反映させている。

2 特定職員以外の職員 一律支給

イ 退職手当（平成23年4月1日現在）

沖縄県	国
（支給率） 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%から20%までの割合の額を加算) (退職時特別昇給 無) 1人当たり平均支給額 6,356千円	（支給率） 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%から20%までの割合の額を加算) (退職時特別昇給 無) 1人当たり平均支給額 —円
勸奨・定年 30.55月分 41.34月分 59.28月分 59.28月分 定年前早期退職特例措置 (2%から20%までの割合の額を加算) (退職時特別昇給 無) 26,036千円	勸奨・定年 30.55月分 41.34月分 59.28月分 59.28月分 定年前早期退職特例措置 (2%から20%までの割合の額を加算) (退職時特別昇給 無) —千円

備考 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成23年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（平成23年度決算）		61,741千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）		801,831円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）
東京都特別区	44人	18%	18%
大阪市	5人	15%	15%
名古屋市	1人	12%	12%
福岡市	1人	10%	10%
医師・歯科医師	26人	15%	15%
県内市町村	20,025人	0%	0%
平均支給率		0.06%	0.06%

備考 「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合

合の加重平均の支給率である。

エ 特殊勤務手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（平成23年度決算）		897,128千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）		85,989円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成23年度）		51.9%	
手当の種類（手当数）		43	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
種雄牛等取扱手当	畜産研究センター又は家畜改良センターに所属する職員（現業職員を含む。）	1 牛及び豚の自然交配、精液の採取若しくは人工授精又はこれらの作業の準備のために牛及び豚を御する作業 2 牛の削蹄又はその作業の準備のために牛を御する作業	日額230円
交通取締等手当	特定警察官（警察官のうち警部以下の階級にあるものをいう。以下「特定警察官」という。）	交通の取締り、人身事故の処理及び高速道路での物損事故の処理作業	日額560円（高速道路における作業の場合は、日額840円）
自動車等警ら作業手当	特定警察官	警ら用無線自動車による警らの作業	日額420円
		交通取締用自動二輪車による警らの作業	日額560円
爆発物取締作業手当	特定警察官、観光商工部産業政策課、宮古事務所総務課及び八重山事務所総務課に所属する職員	火薬類取締法及び高圧ガス保安法に規定する完了検査、保安検査、立入検査等の作業	日額230円
海上業務手当	船舶に乗り組む職員	航海中における調査、試験研究、漁業取締り、捜査、警備又は救難若しくは救助の業務	日額230円
暴風雨時手当	職員（現業職員を含む。）	暴風雨警報発令時から解除されるまでの間において、業務に従事することを特別に命じられたときの業務	1時間500円
社会福祉手当	福祉保健所に勤務し現業を行う社会福祉主事、児童相談所に勤務し現業を行う児童福祉司及び児童心理司並びに身体障害者更生相談所に勤務し現業を行う身体障害者福祉司及び知的障害者福祉司	福祉に関する業務	日額680円
	福祉保健所に勤務し現業を行う母子自立支援員、身体障害者更生相談所に勤務し現業を行う社会福祉主事及び心理判定員、婦人相談所に勤務する心理判定員等	福祉に関する業務	日額340円
特殊現場作業手当	土木事務所、農林水産振興センター農林水産整備課、農林土木事務所、下水道建	地上若しくは水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所又は水面下4メートル以上の	日額230円

	設事務所等に勤務する職員	深所等で行う作業	
遺骨収集作業手当	職員	遺骨収集の作業	日額250円
精神保健業務手当	福祉保健部障害保健福祉課に勤務する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第3項の規定に基づく精神保健指定医の診察への立会い若しくは同法第29条第1項の規定に基づき入院させる精神障害者の護送業務又は同法第38条の6第1項の規定に基づく精神科病院に入院中の者への質問業務若しくは精神保健指定医の診察への立会い	日額230円
	保健所に勤務する運転士	精神障害者の搬送業務	
爆発物等処理作業手当	特定警察官	爆発物若しくはその疑いのある物件の処理作業又はサリン等による人身被害の防止に関する法律第2条に規定するサリン等若しくはその疑いのある物質の処理作業	1回5,200円（特殊危険物質等の製造解明実験作業の場合は、1回460円）
潜水作業手当	特定警察官、水産海洋研究センター、水産業改良普及センター、栽培漁業センター、農林水産振興センター農林水産整備課及び沖縄水産高等学校（実習船の運航に関する業務に従事する職員に限る。）に勤務する職員	潜水器具を着用した潜水作業	1 潜水深度20mまで 1時間310円 2 潜水深度30mまで 1時間780円 3 潜水深度30m超 1時間1,500円 (劣悪な環境下の場合、1時間につき310円を加算)
救難等作業手当	警察官	救難又は救助等の作業	日額840円(特別の場合は、1,680円)
航空手当	職員	航空機に搭乗して行う次に掲げる業務 (1) 航空機の操縦業務 (2) 航空機の整備業務 (3) 前2号に掲げる以外の業務（旅行又は物品の輸送等を目的とする業務を除く。）	(1) 1時間5,100円 (2) 1時間2,200円 (3) 1時間1,900円
銃器犯罪捜査手当	警察官	防弾装備を装着し、及び武器を携帯して、銃器を使用している犯罪現場における犯人逮捕の作業、銃器を所持する犯人逮捕の作業等	日額820円から日額1,640円までの範囲内の額
はぶ等捕獲作業手当	特定警察官	住民等からの要請を受け、はぶ等の毒蛇を捕獲し、又は撲殺する作業	1回800円
死体処理作業手当	職員	死体の発見の場所又は解剖の施設において直接死体を取り扱う作業	1体につき1,600円から3,200円までの範囲内の額
実習船指導手当	高等学校における実習の用に供する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関	遠洋区域で実習船を停泊させない状態で実習における指導の業務	日額820円（船長等にあつては、1,750円）

	士、船舶通信士及びその他の職員	遠洋区域で行う網、なわその他漁具を用いて行う漁ろうの実習における指導の業務	日額1,640円（船長等にあつては、3,500円）
		遠洋区域で実習船を停泊させた状態で行う実習における指導の業務	日額410円（船長等にあつては、870円）
		遠洋区域以外の区域で行う実習における指導の業務	日額230円
	高等学校における実習の用に供する船舶に乗り組む校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手及びその他の職員	航海実習における指導の業務	日額2,750円
		停泊実習及び実習船をドックに入れて行う実習における指導の業務	日額1,650円
浄化処理作業手当	下水道管理事務所（管理班、水質管理班及び浄化センター（水質管理業務に従事する者に限る。）に限る。）に勤務する職員	1 下水道施設における汚泥等の処理作業 2 污水管、下水道処理施設等における維持管理作業 3 汚泥等の採取作業 4 汚泥等の化学試験及び検査作業	日額450円（4の作業に従事した場合、日額290円）
防疫等作業手当	職員	1 感染症の病原体に汚染されている区域における防疫作業 2 家畜伝染病予防法第2条に規定する家畜伝染病（流行性脳炎、狂犬病、炭そ、ブルセラ病及び鼻そ）の病菌を有する家畜若しくは有する疑いのある家畜の防疫作業 3 動物用生物学的製剤製造又は病原検索試験研究の作業	日額290円
有害薬物取扱等手当	1 農林水産部森林緑地課、畜産研究センター、農業研究センター、森林資源研究センター、水産海洋研究センター、工業技術センター等に勤務する職員 2 保健所に勤務する医療監視員及び薬事監視員	1 毒物及び劇物取締法第2条に規定する毒物又は劇物を利用した理化学的試験研究又は病虫害防除の作業 2 医療法に基づく立ち入り検査又は毒物及び劇物取締法に基づく立入検査等の業務	日額290円
	農業研究センター、家畜改良センター、畜産研究センター、森林資源研究センター、水産海洋研究センター又は高等学校に勤務する現業職員	毒物又は劇物を利用した理化学的試験研究の補助又は病虫害防除の作業	
用地等交渉手当	土木事務所（用地班、河川都市用地班等）、ダム事務所（建設班）等に勤務する用地等交渉業務を本務とする職員	公共事業の用に供する用地の買収その他物件の移転補償に関し、現地で直接交渉する業務及び当該業務のために行う調整等に関する業務	日額750円（業務が午後6時以降の場合、1,000円）
	土木建築部道路管理課、土	公共事業の用に供する用地の	日額600円（業務が午後6

	木事務所等に勤務する職員	買収その他物件の移転補償に関し、現地で直接交渉する業務及び当該業務のために行う調整等に関する業務	時以降の場合、1,000円)
私服捜査等手当	特定警察官、警察本部に勤務する電子計算機に係る犯罪の解析その他情報技術の解析の作業に従事する職員及び渉外事件通訳員	私服を着用して行う現場における犯罪の予防若しくは捜査の作業又は被疑者の逮捕の作業	日額560円
看守手当	特定警察官	留置施設における被留置者の看守の作業	日額240円
護送手当	特定警察官	被疑者、被告人又は法令により拘禁されている者の護送作業	日額240円
鑑識作業手当	職員（警察官にあっては、特定警察官に限る。）	指掌紋、足こん跡、手口、写真又は似顔絵を利用する犯罪鑑識作業並びに理化学、法医学、心理学、情報工学又は銃器弾薬類の知識を利用する犯罪鑑識作業及び警察犬を利用して行う足跡追及、爆発物搜索、搜索救助の作業	1 現場 日額560円 2 内勤 日額280円
警ら作業手当	特定警察官	交番等に勤務する地域警察官等による警らの作業	日額340円
夜間特殊業務手当	警察本部、警察署等に勤務する職員、総務部管財課に勤務する守衛等	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務	1 深夜の全部の勤務 1回980円 2 2時間以上の勤務 1回650円 3 2時間未満の勤務 1回410円
巡回診療手当	福祉保健部医務課に勤務する職員	無医地区における巡回診療の業務	日額1,000円
多学年学級担当手当	小学校又は中学校の教頭、教諭、助教諭又は講師	小学校又は中学校の2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導の業務	日額290円
面接指導手当	通信教育を行う学校及びその協力校の教育職員（通信教育に従事することを本務とする職員を除く。）	面接指導の業務	1時間1,500円
兼務授業手当	高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）の全日制の課程の勤務を本務とする教育職員	本務の勤務時間を超える高等学校の定時制の課程の授業の業務	授業1時間1,500円
	定時制の課程の勤務を本務とする教育職員	本務の勤務時間を超える高等学校の全日制の課程の授業の業務	
税務手当	総務部税務課、県税事務所、自動車税事務所、宮古事務所県税課及び八重山事務所県税課に勤務する職員	県税に関する業務	日額500円から日額1,700円までの範囲内の額（滞納処分又は犯則取締りの業務に従事したときは日額100円を加算）
教員特殊業務	小学校、中学校、高等学校	学校の管理下において行う非	日額6,000円から日額12,80

手当	又は特別支援学校に勤務する教育職員（校長、副校長及び教頭を除く。）	常災害時等の緊急業務	0円までの範囲内の額
		修学旅行、林間学校、臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの	日額3,400円
		対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの又は週休日、休日等に行うもの	日額3,400円
		部活動における児童又は生徒に対する指導業務で、週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの	日額2,400円
		入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの	日額900円
農業機械等運転作業手当	畜産研究センター、農業研究センター、家畜保健衛生所又は家畜改良センターに勤務する職員	道路交通法第3条に規定する大型特殊自動車又は小型特殊自動車（耕うん機）の運転作業	日額230円
		現業職員	農業機械等の運転作業
病虫害防除指導手当	病虫害防除技術センターに勤務する職員（行政職給料表の適用を受ける職員に限る。）	病虫害の発生予察及び防除指導の業務	日額870円から日額1,700円までの範囲内の額
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	訓練礼式、ポンプ操法訓練、体育訓練、救急実技訓練、火災防御訓練、救助訓練、水防訓練又は危険物実技の訓練の指導の業務	日額700円
夜間緊急呼出手当	特定警察官等	正規の勤務時間以外の時間において、特別な事情の下で行う交通取締等、爆発物等処理作業、私服捜査等又は鑑識作業等の業務	1回につき1,240円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する教諭（特定の主任等の職務を担当する教諭に限る。）	教務その他教育に関する事項についての連絡調整及び指導助言の業務	日額200円
身辺警護等作業手当	警察官	身辺警護等の作業	日額640円（特別の場合は、1,150円）
定時制夜間勤務手当	定時制の課程を置く高等学校に勤務する事務職員	定時制の課程に関する業務（午後5時以降において2時間以上従事した場合に限る。）	日額130円
	定時制の課程を置く高等学校に勤務する現業職員	炊事等の業務（午後5時以降において2時間以上従事した	日額130円

		場合に限る。)	
外国勤務手当	外国に駐在することを命ぜられた職員	外国において特定の事務を処理する業務に従事したとき。	月額（在外公館に勤務する外務公務員に対して支給される在勤基本手当の額に100分の80を乗じて得た額、住居手当の額、配偶者手当の額及び子女教育手当の額を合計した額）
伝染病防疫手当	1 保健所に所属する運転士 2 家畜保健衛生所又は家畜衛生試験場に所属する現業職員	1 感染症の病原体を有する者又は有する疑いのある者の搬送業務 2 家畜伝染病予防法第2条に定める家畜伝染病の病原体に汚染されている区域において患畜の飼育又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業	日額290円
道路上作業手当	土木事務所に所属する現業職員	交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業	日額300円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成23年度決算）	2,483,359千円
職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	124千円
支給実績（平成22年度決算）	2,300,517千円
職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	115千円

カ その他の手当（平成23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（平成23年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 (1) 配偶者 月額13,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円（配偶者がいない場合の1人目は11,000円）（16歳から22歳の子については1人につき5,000円加算）	同じ	—	2,491,111千円	239,070円
住居手当	1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 (1) 家賃が月額23,000円以下の職員 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2) 家賃が月額23,000円を超える職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額（上限は月	異なる	自宅居住者に係る手当支給なし	2,150,845千円	171,109円

	27,000円) 2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 1 に掲げる額の2分の1 3 自宅居住者で世帯主である職員 月額2,500円				
通勤手当	通勤距離が2km以上の職員に支給 (1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分については、2分の1の加算 (2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額	異なる	交通機関利用の支給限度額月額55,000円まで	1,540,350千円	93,553円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額23,000円（職員と配偶者等の住居の距離が100km以上の者に対し、距離に応じ、6,000円から45,000円までの範囲内の額を加算）	同じ	—	189,627千円	409,562円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員（部長、統括監、課長、校長、教頭等）に支給。職務に応じ39,700円から104,200円までの範囲内の額	異なる	俸給表、職務の級及び職の区分別に定められた額（46,300円から146,400円までの範囲内）を支給	898,797千円	572,118円
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難であると認められる職員に支給 (1) 医師又は歯科医師 月額410,900円以内（35年間漸減しながら支給） (2) 獣医師 月額8,000円以内（8年間漸減しながら支給）	異なる	1 科学技術に関する高度な専門的知識を有する職員に月額100,000円以内で支給 2 獣医師に支給なし	97,820千円	1,716,140円
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給。給料及び扶養手当の月額合計額に、公署に応じ25%から4%までの割合を乗じた額	同じ	—	782,353千円	609,784円

特勤手当に準ずる手当	特勤公署又は準特勤公署への異動等に伴って住居移転したとき、異動後3年間支給（人事委員会で定める条件に該当する者は6年間）。給料及び扶養手当の月額合計額に、公署に応じ、異動後4年間は6%から4%まで、5年目は4%、6年目は2%の割合を乗じた額	同じ	—		
へき地手当	へき地教育振興法施行規則で定める基準によるへき地学校等に勤務する職員に支給。給料及び扶養手当の月額合計額に、学校に応じ25%から8%までの割合を乗じた額			1,206,410千円	841,877円
へき地手当に準ずる手当	へき地教育振興法施行規則で定める基準によるへき地学校等への異動に伴って住居移転したとき、異動後3年間（任命権者が必要と認める場合は6年間）支給。給料及び扶養手当の月額合計額に、異動後5年間は4%、6年目は2%の割合を乗じた額				
休日勤務手当	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第7条に規定する休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じた額	同じ	—	472,816千円	161,702円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同じ	—	233,048千円	112,966円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給。勤務1回につき4,200円（人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、7,200円又は5,900円）	同じ	—	450,326千円	203,124円
管理職員特別勤務手当	管理職員（大学の学長を含む。）が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務した場合に支給 (1) 大学の学長を除く管理職員 1回4,000円から12,000円まで (2) 大学の学長 1回18,000円	同じ	—	17,074千円	200,871円
義務教育等教員	公立の学校に勤務する教育職			725,463千円	62,702円

特別手当	員に支給。職務の級及び号給に 応じ月額2,900円から月額1 1,700円までの範囲内の額				
定時制通信教育 手当	定時制又は通信制の課程を置 く高等学校に勤務する校長及 び教頭並びに本務として定時 制教育又は通信教育に従事す る教諭等に支給 (1) 管理職員 給料月額の 4%又は2% (2) 管理職員以外の職員 給料月額6%又は3%			43,049千円	244,597円
産業教育手当	農業、水産、工業等の課程を 置く高等学校に勤務し、実習 を伴う農業、水産、工業、電 波又は商船に関する科目の授 業及び実習を担当する時間数 がその者の担当時間数の2分 の1以上となる教諭、実習助 手等に支給。給料月額6% (定時制通信教育手当を受け る者は4%)			112,322千円	246,320円
農林漁業普及指 導手当	農業、林業又は水産業の普及 指導事業に従事する職員に支 給 (1) 管理職員 給料月額の 4% (2) 管理職員以外の職員 給料月額8%			30,694千円	289,566円
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧の ため、本県に派遣された職員 がその職員の住所又は居所を 離れて、本県の区域に滞在す ることを要する場合に支給。 1日につき3,970円から6,620 円までの範囲内の額			0千円	0円

(6) 特別職の報酬等の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	知 事	1,116,000円 (1,240,000	円)
	副 知 事	911,400円 (980,000	円)
報 酬	議 長	990,000円 (—	円)
	副 議 長	850,000円 (—	円)
	議 員	760,000円 (—	円)
期 末 手 当	知 事	(平成23年度支給割合) 2.95月分 注 平成18年度から期末手当を15%減額している。		
	議 長	(平成23年度支給割合) 2.95月分		
退 職 手 当	知 事	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 知 事	124万円×在職月数×0.50 98万円×在職月数×0.42	2,976万円 1,976万円	任期毎 任期毎

備考 1 給料及び報酬の()内は、特例条例による減額措置（平成20年4月1日から、給料月額につ

いては、知事10パーセント、副知事7パーセント、期末手当については15パーセントを減額) を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当見込額である。

(7) 公営企業職員の状況

ア 水道事業

(イ) 職員給与費の状況

a 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B÷A	(参考) 22年度の総費用に占 める職員給与費比率
平成23年度	千円 15,209,863	千円 558,633	千円 2,150,142	% 14.1	% 16.3

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給 与費 B÷A	(参考) 都道 府県平均1人 当たりの給与 費
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
平成23年度	人 252	千円 981,853	千円 260,163	千円 350,580	千円 1,592,596	千円 6,320	千円 7,251

備考 1 表中「職員手当」には、退職給与金を含まない。

2 表中「職員数」は、平成24年3月31日現在の人数である。

(イ) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成23年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
沖 縄 県	40.8歳	331,854円	504,368円
団 体 平 均	45.8歳	387,790円	603,860円

備考 表中「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含む。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

沖 縄 県	(一般行政職・団体平均等)
1人当たり平均支給額(平成23年度) 1,375千円	1人当たりの平均支給額(平成23年度) 1,603千円
(平成23年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分	(平成23年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%から20%まで 管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%から20%まで 管理職加算 10%

備考 () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

b 退職手当(平成23年4月1日現在)

沖 縄 県	(一般行政職・団体平均等)
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分
勸奨・定年 勤続20年 30.55月分 勤続25年 41.34月分 勤続35年 59.28月分	勸奨・定年 勤続20年 30.55月分 勤続25年 41.34月分 勤続35年 59.28月分

最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例（2%から20%までの割合の額を加算）	（退職時特別昇給 無）	その他の加算措置	定年前早期退職特例（2%から20%までの割合の額を加算）	（退職時特別昇給 無）
1人当たり平均支給額	— 千円	26,571千円	1人当たり平均支給額		22,973千円

備考 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給された平均額である。

c 地域手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（平成23年度決算）			1,557千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）			519千円
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	一般行政職の制度（支給率）
東京特別区	2人	18%	18%
大阪市	1人	15%	15%

d 特殊勤務手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（平成23年度決算）		6,476千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）		48,692円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成23年度）		52.8%	
手当の種類（手当数）		5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
暴風雨時勤務手当	職員	台風の来襲による事故発生防止のために必要な業務	1時間800円
用地交渉業務手当	配水管理課管財班に所属する職員	用地取得に伴う交渉の業務	日額600円（ただし、午後6時以降1,000円）
交替制勤務手当	各浄水管理事務所浄水課及び配水管理課水管理センターに所属する職員	浄水施設における24時間運転管理業務	月額4,700円
特殊現場作業手当	職員	特殊現場、危険な工事箇所で行う監督、測量検査・調査等	日額300円
		交通の頻繁な国道、県道、市町村道の道路上において、交通を遮断することなく調査、測量、導送水管等の弁操作、点検若しくは修繕の作業又はこれらの作業に伴う交通整理の作業	日額150円
		排泥処理、清掃作業、保守点検作業及び除塵作業	日額400円
有害毒薬物取扱手当	水質管理事務所に所属する職員	水質試験業務	日額150円
		薬品注入設備等薬品を取り扱う設備を分	日額230円

	解して行う修繕業務及び漏洩事故対応（薬液が吹き出す程度以上）
--	--------------------------------

e 時間外勤務手当

支給実績（平成23年度決算）	107,688千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	496千円
支給実績（平成22年度決算）	108,180千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	499千円

備考 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

f その他の手当（平成23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（平成23年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 (1) 配偶者 月額13,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円（配偶者が不在場合の1人目は11,000円）（なお、16歳から22歳の子1人につき5,000円加算）	同じ	—	41,019千円	251,651円
住居手当	1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 (1) 家賃が月額23,000円以下の職員 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2) 家賃が月額23,000円を超える職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額（上限は月額27,000円） 2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 1に掲げる額の2分の1 3 自宅居住者で世帯主である職員 月額2,500円	同じ	—	34,556千円	174,526円
通勤手当	通勤距離が2km以上の職員に支給 (1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。ただし、5,000円を超える分について、2分の1の加算 (2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額	同じ	—	37,107千円	153,972円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転	同じ	—	272千円	272,000円

	し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額23,000円（職員と配偶者等の住居の距離が100km以上の者に対し、距離に応じ、6,000円から45,000円までの範囲内の額を加算）				
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給（企業技監、統括監、参事、課長等）。職の区分に応じ93,800円から49,400円までの範囲の額	同じ	—	15,175千円	606,982円
休日勤務手当	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第7条に規定する休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じた額	同じ	—	23,683千円	232,183円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同じ	—	16,235千円	193,277円

イ 工業用水道事業

(7) 職員給与費の状況

a 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B ÷ A	(参考) 平成22年度の総 費用に占める職員給与費 比率
平成23年度	千円 326,340	千円 21,157	千円 27,054	% 8.3	% 7.4

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給 与費 B ÷ A	(参考) 都道 府県平均1人 当たりの給与 費
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
平成23年度	人 4	千円 13,134	千円 4,928	千円 4,248	千円 22,310	千円 5,578	千円 6,668

備考 1 表中「職員手当」には、退職給与金を含まない。

2 表中「職員数」は、平成24年3月31日現在の人数である。

(i) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成23年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
沖 縄 県	35.3歳	281,910円	450,174円
団 体 平 均	45.6歳	364,247円	554,946円

備考 表中「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含む。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

沖 縄 県	(一般行政職・団体平均等)
1人当たり平均支給額(平成23年度) 1,062千円	1人当たりの平均支給額(平成23年度) 1,511千円
(平成23年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分	(平成23年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%から20%まで 管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%から20%まで 管理職加算 10%

備考 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

b 退職手当(平成23年4月1日現在)

沖 縄 県	(一般行政職・団体平均等)
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例(2%から20%までの割合の額を加算) (退職時特別昇給 無) 1人当たり平均支給額 - 千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例(2%から20%までの割合の額を加算) (退職時特別昇給 無) 1人当たり平均支給額 12,738千円
勸奨・定年 30.55月分 41.34月分 59.28月分 59.28月分	勸奨・定年 30.55月分 41.34月分 59.28月分 59.28月分

備考 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給された平均額である。

c 地域手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(平成23年度決算)			0千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)			0円
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	一般行政職の制度(支給率)
東京特別区	2人	18%	18%
大阪市	1人	15%	15%

備考 国の制度では、平成22年度での制度完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

d 特殊勤務手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(平成23年度決算)		160千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)		53,450円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成23年度)		75.0%
手当の種類(手当数)		5
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務
暴風雨時勤務手当	職員	台風の来襲による事故発生防止のために
		左記職員に対する支給単価 1時間800円

		必要な業務	
用地交渉業務手当	配水管理課管財班に所属する職員	用地取得に伴う交渉の業務	日額600円（ただし、午後6時以降1,000円）
交替制勤務手当	各浄水管理事務所浄水課及び配水管理課水管理センターに所属する職員	浄水施設における24時間運転管理業務	月額4,700円
特殊現場作業手当	職員	特殊現場、危険な工事箇所で行う監督、測量検査・調査等	日額300円
		交通の頻繁な国道、県道、市町村道の道路上において、交通を遮断することなく調査、測量、導送水管等の弁操作、点検若しくは修繕の作業又はこれらの作業に伴う交通整理の作業	日額150円
		排泥処理、清掃作業、保守点検作業及び除塵作業	日額400円
有害毒薬物取扱手当	水質管理事務所に所属する職員	水質試験業務	日額150円
		薬品注入設備等薬品を取り扱う設備を分解して行う修繕業務及び漏洩事故対応（薬液が吹き出す程度以上）	日額230円

e 時間外勤務手当

支給実績（平成23年度決算）	1,722千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	574千円
支給実績（平成22年度決算）	967千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	322千円

備考 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

f その他の手当（平成23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（平成23年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 (1) 配偶者 月額13,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円（配偶者がいない場合の1人目は11,000円）	同じ	—	260千円	130,000円

	円) (なお、16歳から22歳の子1人につき5,000円加算)				
住居手当	<p>1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給</p> <p>(1) 家賃が月額23,000円以下の職員 家賃の月額から12,000円を控除した額</p> <p>(2) 家賃が月額23,000円を超える職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額 (上限は月額27,000円)</p> <p>2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 1に掲げる額の2分の1</p> <p>3 自宅居住者で世帯主である職員 月額2,500円</p>	同じ	—	1,027千円	256,650円
通勤手当	<p>通勤距離が2km以上の職員に支給</p> <p>(1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分について、2分の1の加算</p> <p>(2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額</p>	同じ	—	1,307千円	326,715円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 (企業技監、統括監、参事、課長等)。職の区分に応じ93,800円から49,400円までの範囲の額	同じ	—	0千円	0円
休日勤務手当	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第7条に規定する休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じた額	同じ	—	669千円	334,630円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同じ	—	451千円	225,607円

単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額23,000円（職員と配偶者等の住居の距離が100km以上の者に対し、距離に応じ、6,000円から45,000円までの範囲内の額を加算）	同じ	—	0千円	0円
--------	--	----	---	-----	----

ウ 病院事業

(ア) 職員給与費の状況

a 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B ÷ A	(参考) 平成22年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成23年度	千円 46,043,242	(純利益) 千円 3,506,775	千円 26,724,297	% 58.0	% 57.4

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給 与費 B ÷ A	(参考) 都道 府県平均1人 当たりの給与 費
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
平成23年度	人 2,491	千円 9,713,099	千円 4,845,775	千円 3,258,960	千円 17,817,834	千円 7,153	千円 7,255

備考 1 表中「職員手当」には、退職給与金を含まない。

2 表中「職員数」は、平成24年3月31日現在の人数である。

b 特記事項

平成18年4月1日から一般職員の管理職手当を15%減額している。なお、平成10年8月1日から平成18年3月31日までの期間は、管理職手当を10%減額していた。

(イ) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成23年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
沖 縄 県			
医 師	51.5歳	549,000円	1,485,958円
看 護 師	38.8歳	287,966円	470,931円
事務職員	42.9歳	309,258円	472,680円
団体平均			
医 師	43.6歳	555,157円	1,363,967円
看 護 師	37.7歳	302,613円	481,095円
事務職員	43.5歳	357,232円	564,170円

備考 表中「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含む。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

沖 縄 県	(一般行政職・団体平均等)
-------	---------------

1人当たり平均支給額（平成23年度） 1,308千円	1人当たりの平均支給額 1,436千円
(平成23年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%から20%まで 管理職加算 10%	

備考 () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

b 退職手当（平成23年4月1日現在）

沖 縄 県	(一般行政職・団体平均等)
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例(2%から20%までの割合の額を加算) (退職時特別昇給 無) 1人当たり平均支給額 5,217千円	勸奨・定年 30.55月分 41.34月分 59.28月分 59.28月分 1人当たり平均支給額 7,652千円

備考 退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額である。

c 地域手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（平成23年度決算）		256,325千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）		837,662円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	一般行政職の制度（支給率）
医師・歯科医師	306人	15%	—%

d 特殊勤務手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（平成23年度決算）		704,871千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）		295,544円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成23年度）		95.7%	
手当の種類（手当数）		9	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫手当	医師及び歯科医師以外の職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに管理者がこれらに相当すると認める感染症の病原体に汚染されている区域において感染症の病原体を有する者若しくは有する疑いのある者の看護等の作業又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業	日額290円

	運転士	感染症の病原体を有する者又は有する疑いのある者の搬送業務	
夜間看護等手当	助産師、看護師、准看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、薬剤師若しくは看護補助員(看護学校を卒業した者に限る。)又は管理者がこれらに準ずると認める職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日午前5時)において行われる看護等の業務	深夜の全部を含む勤務
			深夜における勤務時間が4時間以上
			深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満
			深夜における勤務時間が2時間未満
病院事業医療職給料表の適用を受ける職員のうち管理者の定める職員	正規の勤務時間以外の時間において救急患者に対処するために呼出しを受けて従事する1時間以上の業務		1回6,800円
巡回診療手当	医師及び歯科医師	離島へき地の巡回診療の業務	1回3,300円
	看護師、病理細菌技術者、診療放射線技術者		1回2,900円
暴風雨時手当	職員	暴風雨時(当該職員が勤務する事業所における業務又は事務の全部又は一部が、台風の来襲等による事故発生の防止のための措置として停止された期間に限る。)において、業務に従事することを特別に命ぜられたときの業務	1回2,000円
			1回1,620円
医師手当	医師及び歯科医師	医療業務等	月額5,000円
	医師	病理学的検査の業務	月額1,500円
	医師	放射線診療又は麻酔の業務	月額1,500円
離島診療支援手当	職員	離島病院等に勤務する職員以外の職員による離島病院等における診療支援の業務	1時間500円
夜間特殊業務手当	施設管理技士	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務	月額25,000円から月額200,000円までの範囲内の額
			深夜の全部を含む勤務
			深夜における勤務時間が2時間以上
精神保健業務手当	病院(精和病院を除く。)に所属する運転士	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者の搬送業務	月額100,000円
			深夜における勤務時間が2時間未満
高電圧作業手当	職員	交流600ボルト以上又は直流750ボルト以上の電圧を有する電流の送電中における受送電設備の保守又は補修の作業	月額50,000円
			離島診療支援手当基礎額に、支援業務に従事した日数を乗じて得た額
			1回980円
			1回650円
			1回410円
			日額230円
			日額230円

e 時間外勤務手当

支給実績（平成23年度決算）	1, 858, 587千円
支給職員 1人あたり平均支給年額（平成23年度決算）	746千円
支給実績（平成22年度決算）	1, 791, 203千円
支給職員 1人あたり平均支給年額（平成22年度決算）	754千円

備考 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

f その他の手当（平成23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（平成23年度決算）	支給職員 1人あたり平均支給年額（平成23年度決算）
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 (1) 配偶者 月額13,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円（配偶者がいない場合の1人目は11,000円）（なお、16歳から22歳の子1人につき5,000円加算）	同じ	—	269,192千円	231,066円
住居手当	1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 (1) 家賃が月額23,000円以下の職員 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2) 家賃が月額23,000円を超える職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額（上限は月額27,000円） 2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 1に掲げる額の2分の1 3 自宅居住者で世帯主である職員 月額2,500円	同じ	—	309,530千円	192,374円
通勤手当	通勤距離が2km以上の職員に支給 (1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分について、2分の1の加算 (2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額	同じ	—	159,596千円	87,690円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額23,000円（職員と配偶者等の住居の距離が100km以上の者に対し、距離に応じ、6,000円から45,000円までの範囲内の額を加算）	同じ	—	23,349千円	476,510円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給。職の区分に応じて、月額49,900円から110,100円の額	同じ	—	30,652千円	785,949円

初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難であると認められる職員に支給 医師又は歯科医師 月額317,700円以内（35年間漸減しながら支給）	同じ	—	1,115,611千円	3,681,884円
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給。給料及び扶養手当の月額合計額に、公署に応じ25%から4%までの割合を乗じた額	同じ	—	315,109千円	566,742円
特地勤務手当に準ずる手当	特地公署又は準特地公署への異動等に伴って住居移転したとき、異動後3年間支給（人事委員会で定める条件に該当する者は6年間）。給料及び扶養手当の月額合計額に、公署に応じ、異動後4年間は6%から4%まで、5年目は4%、6年目は2%の割合を乗じた額	同じ	—		
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同じ	—	330,321千円	220,067円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

地方公務員法第24条第6項の規定に基づき、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）で定めた職員の1週間の勤務時間の状況である。

勤務時間の状況（平成23年4月1日現在）

1週間の勤務時間	勤務時間の割振り			
	始業	終業	休憩時間	週休日
38時間45分	（警察本部以外） 午前8時30分 （警察本部） 午前9時30分	（同左） 午後5時15分 （同左） 午後6時15分	正午から午後1時まで	日曜日及び土曜日

備考 「勤務時間の割振り」は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までの時間帯又はそれに準じた時間帯に勤務時間が割り振られている職員の勤務時間である。

(2) 年次休暇の状況

職員に与えられる年次休暇の1人当たりの平均使用日数の状況である。職員に与えられる年次休暇は、1年について20日であり、その年に受けなかった日数がある場合は、翌年に限り、繰り越すことができる。

年次休暇の状況（平成23年1月1日から同年12月31日まで）

総付与日数	総使用日数	全期間在職職員数	1人当たり平均使用日数
512,573日	148,296日	13,561人	10.9日

備考 1 「全期間在職職員数」は、当該年の1月1日から12月31日までの全期間在職した職員の合計とし、当該期間の途中で採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業及び分限休職の事由がある職員並びに派遣職員の数を除く。

2 「総付与日数」は、当該年の1月1日現在において全期間在職した職員に付与された日数（前年からの繰越分を含む。）の合計である。

3 「総使用日数」は、全期間在職した職員の使用した年次休暇の合計である。

(3) 特別休暇等の状況（平成23年4月1日現在）

種 類	付与日数
1 公傷休暇（公務上の傷病）	必要と認める期間
2 療養休暇（結核性疾患）	1年の範囲内で必要と認められる期間
3 病気休暇（公務によらない負傷又は疾病（結核性疾患を除く。））	90日（妊娠中の女性職員が妊娠に起因する疾病の場合は120日）の範囲内で必要と認める期間
4 生理休暇	必要と認める期間
5 産前休暇	8週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）以内に出産する予定の職員の女性職員が休暇を請求した場合は、出産日までの期間
6 産後休暇	出産日の翌日から8週間を経過する日までの期間内で、必要とする期間
7 慶弔休暇 (1) 親族が死亡した場合 (2) 父母、配偶者及び子の祭しを行う場合 (3) 結婚する場合	(1) 配偶者10日、父母及び子7日、祖父母等3日、孫等1日 (2) 1日 (3) 5日
8 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により交通の制限又は遮断された場合	理由の発生している期間
9 風水震災その他非常災害により交通遮断された場合	理由の発生している期間
10 風水震災その他天災地変により職員の現住居が滅失又は破壊された場合	連続した15日以内
11 交通機関の事故等の不可抗力の事故の場合	理由の発生している期間
12 所轄機関の業務又は事業の運営上の必要に基づき、業務又は事業の全部又は一部を停止した場合（台風の来襲等による事故発生の防止のための措置を含む。）	理由の発生している期間
13 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合	必要と認める日又は時間
14 選挙権その他の公民権を行使する場合	必要と認める日又は時間
15 生後1年に達しない生児を育てる場合	1日2回各30分以上60分以内（合計90分以内）又は1日1回90分
16 妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶものと認める場合	勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日に1時間を超えない範囲内で必要と認める時間
17 職員の配偶者が出産する場合でその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合は14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	当該期間内における5日（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員は、その者の勤務時間等を考慮し、5日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める時間）の範囲内の期間

18 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1 暦年について5日（子が2人以上の場合は10日）の範囲内の期間
19 夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	6月から10月までの期間内に5日（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員は、5日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数）の範囲内の期間
20 妊娠中及び出産後の女性職員が健康審査及び保健指導を受ける場合	1日以内で必要な時間
21 妊娠中の女子職員がつわり等の障害により勤務することが著しく困難な場合	一妊娠期間中につき7日を超えない範囲内の期間
22 配偶者の出産のための看護、家事等に従事する場合	出産前10日以内及び出産後10日以内において、3日を超えない範囲で必要と認める期間
23 旧盆の場合	旧盆該当日のうち1日
24 風水震火災その他天災地変により本人（10に区分する特別休暇に該当する場合を除く。）又は家族の住居の滅失、破壊による復旧作業	本人の住居の場合10日以内 家族の住居の場合5日以内
25 骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、提供に必要な登録、検査、入院のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要な登録、検査、入院のため勤務しないことがやむを得ないと認められる期間
26 社会に貢献する活動を行う場合	1 暦年について5日の範囲内の期間
27 組合休暇（無給休暇）	1 暦年について30日の範囲内の期間
28 介護休暇（無給休暇）	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、6月の期間内において、必要と認められる期間

4 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

地方公務員法及び沖縄県職員の分限に関する条例（昭和47年沖縄県条例第4号）に基づき、分限処分に付された者の状況である。

分限処分の状況（平成23年度）

（単位：件）

処 分 事 由	地方公務員法	降 任	免 職	休 職	合 計
勤務実績が良くない場合	第28条第1項第1号	0	0		0
心身の故障の場合	第28条第1項第2号及び第2項第1号	0	0	704	704
職に必要な適格性を欠く場合	第28条第1項第3号	0	0		0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	第28条第1項第4号	0	0		0
刑事事件に関し起訴された場合	第28条第2項第2号			1	1

沖縄県職員の分限に関する条例第2条による場合	第27条第2項			2	2
地方公務員法第28条第4項により失職した者					0
沖縄県職員の分限に関する条例第6条により失職しなかった者					0
合 計		0	0	707	707

備考 1 職員のうち、地方公務員法及び沖縄県職員の分限に関する条例に基づき分限処分に付された者の状況であり、当該年度において同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、重複して計上している。

2 2以上の処分事由により分限処分に付された場合は、主たる処分事由の区分に計上している。

3 休職に付されている者の休職期間が更新された場合は、その都度計上している。

(2) 懲戒処分の状況

地方公務員法に基づき、懲戒処分に付された者の状況である。

懲戒処分の状況（平成23年度）

（単位：件）

処 分 事 由	地方公務員法	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合	第29条第1項第1号	1	1	11	4	17
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	第29条第1項第2号	1	0	2	0	3
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	第29条第1項第3号	1	0	1	0	2
合 計		3	1	14	4	22

備考 1 職員のうち、地方公務員法に基づき懲戒処分に付された者の状況であり、当該年度において同一の者が複数回にわたって懲戒処分に付された場合は、その数を重複して計上している。

2 2以上の処分事由により懲戒処分に付された場合は、主たる処分事由に計上している。

5 職員のサービスの状況

地方公務員法第38条及び営利企業等の従事制限に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第5号）の規定に基づく営利企業等の従事許可の状況である。

営利企業等の従事許可の状況（平成23年度）

区 分	申請件数	許可件数
営利企業等の従事許可申請	89件	89件

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況

地方公務員法第39条の規定に基づき任命権者が行う職員の主な研修の状況である。

研修の状況（平成23年度）

研修の名称	研修の内容	対象者	実施回数	修了者数
新規採用職員前期研修	知事講話、ビジネスマナー、地方自治制度、地方公務員制度、仕事の進め方、文書事務の基本、会計事務の基本、県の組織と仕事、沖縄県の重点施策、給与のしくみ、福利厚生と共済制度、行政の情報化、沖縄の基地問題、危機管理と災害対策、県の人材育成及び交流レクリエーション	平成23年度当初に採用された全職員及び前年度中途に採用された職員。ただし、医師、看護職員及び現業職員を除く。	1回	114人
新規採用職員後期研修	財政のしくみ、地方自治法演習、地方公務員法演習、条例・規則のしくみ、コミュニケーション、行政改革、心と体の健康管理、少子	新規採用職員前期研修修了者	2回	114人

	高齢社会対策の現状と課題、沖縄の歴史と文化、沖縄戦から学ばないといけないこと及び先輩からのメッセージ			
【教育庁】 新規採用職員等研修会	公務員としての基礎的な知識及び事務処理方法を習得し、業務の円滑化を期す	新規採用職員及び新たに行政に携わることとなった者。ただし班長相当職以上、行政経験者及び派遣職員は除く。	1回	44人
【警察本部】 新採用職員研修（初任科）	団体生活を通して、警察官、警察人としての職責の自覚と社会人としての心構えを養うとともに体力気力の錬成を図るための教養	平成23年度に採用された全警察職員	4回	129人
【警察本部】 昇任時研修	警察署中核となる勤務員としての知識技能の習得	巡査部長及び警部補に昇任し、又は承認が予定されている警察官	2回	37人
【警察本部】 新採用職員研修（初任補修科）	警察官としての職業倫理を培い、自信と誇りを持たせ人間性豊かな人格の形成を図るとともに、専門的な法学及び地域警察活動の基本となる訓育・一般教養、法学、実務、術科、行事等の教養	平成21年度新採用職員（初任科）及び平成22年度に新採用職員研修（初任科）を終了した警察官	2回	79人
【病院事業局】 新採用職員研修（事務職員・comedical職員）	県立病院の概要、経営状況、公営企業会計、サービス、ビジネスマネージャー、経営課題研究、教育講演、グループワーク、メンタルヘルス、給与制度等	新採用職員（事務職員・comedical職員）	2回	28人
【病院事業局】 新採用看護職員研修	サービス、県立病院の役割、給与、福利厚生、病院経営、先輩看護師からのメッセージ等	新採用看護職員	2回	184人
【病院事業局】 看護師長研修	DPCの病床管理への効果的活用、交渉力、事務部門から見た看護部、組織論等	看護主幹 看護師長 地域連絡室師長	1回	28人
【病院事業局】 周産期看護研修会	産後うつ病のスクリーニングと対応	県立病院助産師及び周産期看護関係者	1回	71人
主任級研修	中堅職員の役割と職場の人間関係、行政課題研究Ⅱ（ディベート）、公務員倫理Ⅰ及び行政改革	平成23年度に主任に昇任した全職員	4回	121人
主査級研修	メンタルヘルス、政策形成入門、企業経営及び公務員倫理Ⅱ	平成23年度に主査相当職に昇任した全職員	4回	171人
班長級研修	コーチング、公務員倫理Ⅲ、メンタルヘルス、「広報と伝達」～よりよい語り～及びセクシュアルハラスメント・パワーハラスメント	平成23年度に本庁班長級に昇任した全職員	3回	143人
課長級研修	知事講話、現代管理者論、県職員の労務管理、行政改革の現状と課題、職員の健康管理及びパブリシティとマスコミ対応	平成23年度に課長相当職に昇任した全職員及び課長相当職にある職員で所属長研修未受講者	2回	85人
管理者特別研修	副知事講話及び著名人による講演	本庁課長級（出先機関における相当職を含む。）以上の職にある職員	1回	387人
評価者研修	人事評価における評価者の役割	新たに評価者となる	2回	43人

	ど制度についての理解を深め、評価スキルを習得する。	る者		
省庁等派遣研修	県の業務と密接な関係のある省庁等との人的ネットワークを構築し、職員の視野を広め意識改革の実現を図るため、省庁、民間企業等へ職員を派遣する。	—	1回	30人 (内訳) 知事部27人 企業局3人
自治大学校研修	地方自治に関する高度で専門的な知識を習得するため、自治大学校へ職員を派遣する。	—	5回	6人

(2) 勤務成績の評定の状況

地方公務員法第40条の規定に基づき、任命権者が行う勤務成績の評定の状況である。

勤務成績の評定の状況（平成23年度）

	評定の方法	評定者	評定結果の活用
知事部局等	【評価方法】 業務遂行の過程において発揮した能力、意欲・姿勢、業務行動及び業務実績を評価 【対象職員】 臨時的任用職員等を除く一般職員	所属長等	昇給号級数及び勤勉手当の成績率の決定
	【評価方法】 勤務成績の報告及び面接 【対象職員】 条件附採用職員	所属長等	条件附採用職員の正式任用の判断
警察本部	【定期評定】 地方公務員法第40条第1項の規定に基づく勤務成績の評定 【方法】 所属等による勤務成績の報告	所属長等	昇任試験での加算措置等
	【条件附採用職員の正式任用】 地方公務員法第22条第1項の規定に基づく勤務成績の評定 【方法】 所属長等による勤務成績の報告	所属長等	条件附採用職員の正式採用
	【昇格】 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第19条の規定に準じた勤務成績の評定 【昇給】 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第33条の規定に準じた勤務成績の評定 【方法】 所属長等による内申報告	所属長等	昇格及び昇給の実施
	【勤勉手当】 期末手当及び勤勉手当に関する規則第10条の規定に基づく勤務成績の評定 【方法】 所属長等による勤務成績の報告	所属長等	勤勉手当の成績率の決定
教育庁	【評価方法】 意見聴取、意見書の提出	所属長	定期人事異動等
議会事務局	【評価方法】 職務を遂行するに当たり発揮した能力の評価及び職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価 【対象職員】 課長級以上の職員	所属長	昇給及び勤勉手当の成績率の決定
人事委員	【昇格】 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第19条の規定に基づく勤務成績の評定 【昇給】	事務局長	昇格及び昇給の実施

会	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第32条の規定に基づく勤務成績の評定 【方法】 所属長等による内申報告		
	【勤勉手当】 期末手当及び勤勉手当に関する規則第14条の規定に基づく勤務成績の評定 【方法】 懲戒処分の有無及び処分の内容	事務局長	勤勉手当の成績率の決定
	【昇任】 職員の任用に関する規則第31条の規定に基づく勤務成績の評定 【方法】 勤務良好の判断	人事委員会	昇任に係る選考基準の証明
企業局	【条件附採用職員の正式任用】 地方公務員法第22条第1項の規定に基づく勤務成績の評定 【方法】 (1) 所属長等による勤務成績の報告 (2) 企業局総務企画課による面接	所属長等	条件附採用職員の正式採用

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度の状況

地方公務員法第42条の規定に基づく職員の厚生制度の状況である。

厚生制度の状況（平成23年度）

区分	内容	実施状況
職員の保健に関すること	定期健康診断 【警察本部】 定期健康診断、婦人検診、歯周病検診、メンタルヘルスセミナー、禁煙教室	受診率98.8%
職員の元気回復に関すること	職員球技大会	【知事部】 県内8ブロックにおいて、野球、バレーボール、ソフトボール等の種目及びその他のレクリエーションの種目の 中から5種目以上を実施し、延べ4,077人が参加 【企業局】 ボウリング、バレーボール、卓球、バドミントン、ソフトボール 【病院事業局】 ソフトボール、バドミントン、ソフトバレーボール
その他厚生に関すること	職員住宅	【知事部】4カ所（313戸） 東京18戸、名護90戸、宮古80戸、八重山125戸 【企業局】1カ所（4戸）名護市 【教育庁】4カ所（344戸） 沖縄本島164戸、久米島31戸、宮古72戸、八重山77戸 【病院事業局】3カ所（36戸） 名護3戸、宮古9戸、石垣24戸
	警察職員待機宿舍	【警察本部】32宿舍、419戸
	ライフプランセミナー等	【知事部】 平成23年11月に退職準備型、平成24年1月に在職充実型の計2回開催（延べ307人） 【教育庁】 平成23年7月27日から同年7月29日まで生涯設計セミナー（203人） 【警察本部】 平成23年10月11、12、13、14日に各種ライフサイクルプランセミナーを開催（計234人）

職員互助会の運営	<p>【知事部】</p> <p>団体名 沖縄県職員厚生福利振興会 補助金額 33,010千円 補助率 50% 会員数 5,558人 会員1人当たり補助金額 5,939円 主な給付の件数及び実績額 育児支援金 164件 5,300千円 芸術鑑賞等助成金 2,589件 7,553千円 宿泊施設利用助成 3,946件 10,193千円 疾病予防検診助成金 1,331件 5,156千円</p> <p>【教育庁】</p> <p>団体名 沖縄県教職員互助会 補助金額 46,328千円 補助率 34,97% 会員数 13,116人 会員1人当たり補助金額 3,532円 主な給付の件数及び実績額 育児休業給付金 931件 30,031千円 宿泊施設利用助成 7,591件 15,453千円 人間ドック助成 7,833件 47,367千円</p> <p>【警察本部】</p> <p>団体名 財団法人沖縄県警察共助会 補助金額 10,756千円 補助率 5.5% (会員1人当たり補助金額3,761円)</p>
----------	--

(2) 公務災害補償の状況

地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく職員の公務災害補償の状況である。

ア 公務災害（平成23年度）

前年度末現在 未処理件数	受理件数	認定件数		取下げ件数	年度末 未処理件数
		公務上	公務外		
30	218	208	2	0	38

イ 通勤災害（平成23年度）

前年度末現在 未処理件数	受理件数	認定件数		取下げ件数	年度末 未処理件数
		通勤災害該当	通勤災害非該当		
2	12	11	0	0	3

第3 人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

職員の任用に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第3号）に基づき、人事委員会が実施した競争試験及び選考試験の状況である。

(1) 採用試験の実施状況（平成23年度）

ア 上級試験

区分	受験申込者数	受験者数	第1次試験 合格者数	最終合格者数	競争倍率 (倍)
行政 I	1,665	1,395	106	69	20.2
心理	42	36	5	2	18.0
社会福祉	101	88	16	8	11.0
電気	68	53	15	7	7.6
機械	45	37	6	3	12.3
土木	46	41	12	10	4.1
建築	44	38	6	3	12.7
化学	58	50	11	6	8.3

農 業	67	61	16	7	8.7
農業土木	26	23	7	5	4.6
農芸化学	51	45	11	5	9.0
畜 産	16	14	4	2	7.0
病院事務	182	160	9	4	40.0
病院心理	4	4	1	1	4.0
病院精神保健福祉	14	14	3	1	14.0
警察事務	233	193	15	3	64.3
警察電気	18	15	5	1	15.0
計	2,680	2,267	248	137	16.5

イ 中級試験

区 分	受験申込者数	受験者数	第1次試験合格者数	最終合格者数	競争倍率 (倍)
学校事務Ⅰ	1,367	1,072	156	78	13.7
学校事務Ⅱ	88	78	9	3	26.0
警察事務	187	149	10	3	49.7
計	1,642	1,299	175	84	15.5

ウ 初級試験

区 分	受験申込者数	受験者数	第1次試験合格者数	最終合格者数	競争倍率 (倍)
一般事務	442	266	19	9	29.6
警察事務	211	149	11	3	49.7
計	653	415	30	12	34.6

エ 警察官試験

区 分	受験申込者数	受験者数	第1次試験合格者数	最終合格者数	競争倍率 (倍)
警察官A (男性)	783	527	221	58	9.1
警察官A (女性)	110	52	22	7	7.4
警察官A (武道指導)	5	4	3	2	2.0
警察官B (男性)	1,065	692	164	53	13.1
警察官B (女性)	255	127	22	5	25.4
警察官B (武道指導)	2	2	2	1	2.0
計	2,220	1,404	434	126	11.1

オ 身体障害者を対象とした採用選考試験

区 分	受験申込者数	受験者数	第1次試験	最終合格者数	競争倍率
-----	--------	------	-------	--------	------

			合格者数		(倍)
一般事務	30	25	4	2	12.5
計	30	25	4	2	12.5

カ 採用試験の実施日程

試験の種類	試験公告日	受付期間	第1次試験日	第1次試験合格発表日	第2次試験日	最終合格発表日
上級試験	5月9日	5月9日から 同月20日まで	6月26日	7月15日	7月31日から 8月23日まで	9月1日
中級試験	7月25日	7月25日から 8月5日まで	9月25日	10月7日	10月23日から 11月15日まで	11月24日
初級試験	7月25日	7月25日から 8月5日まで	9月25日	10月7日	10月23日から 11月11日まで	11月24日
警察官A	5月9日	5月9日から 同月20日まで	7月9日から 同月10日まで	7月29日	8月6日から 同月29日まで	9月15日
警察官B	7月25日	7月25日から 8月5日まで	10月15日から 同月16日まで	10月28日	11月12日から 同月30日まで	12月15日
身体障害者を対象とした採用選考試験	7月25日	7月25日から 8月5日まで	10月16日	10月28日	11月11日	11月24日

備考 警察官A及び警察官B試験については、男性、女性及び武道指導とも同一日程である。

(2) 採用選考の状況

職員の任用に関する規則に基づき、人事委員会が実施した採用選考の状況である。

採用選考の状況（平成23年度）

職 種	選 考 申 請 人 数						選考承認人数
	知事部局	教育委員会	警察本部長	病院事業局	その他	合 計	
部長級	1					1	1
統括監級	3		1			4	4
課長級	1	5	5			11	11
班長級		3		1		4	4
主査級	3	9		1		13	13
主事・主任	4		4			8	8
医長				6		6	6
医師	2			34		36	36
歯科医師				1		1	1
獣医師	3					3	3
保健師	7					7	7
看護師				191		191	191
薬剤師				4		4	4
診療放射線技師				4		4	4
臨床工学技士				1		1	1
臨床検査技師				4		4	4
学校栄養職員		16				16	16
計	24	33	10	247		314	314

(3) 昇任試験の実施状況

職員の任用に関する規則に基づき、警察本部長が実施した昇任試験の状況である。

昇任試験の実施状況（平成23年度）

試験の種類	受験資格	試験日	申込者数	受験者数	第1次合格者	最終合格者	競争倍率
巡査部長 (一般)	大学卒業者 巡査の階級に3年以上 在級している者 短大卒業者 巡査の階級に4年以上 在級している者 その他 巡査の階級に5年以上 在級している者	第1次 平成23年4月30日 第2次 平成23年6月2日 第3次 平成23年6月20日 及び同月21日	473	468	109	60	7.80
警部補 (一般)	大学卒業者 巡査部長の階級に2年 以上在級している者 短大卒業者 巡査部長の階級に3年 以上在級している者 その他 巡査部長の階級に4年 以上在級している者	第1次 平成23年5月7日 第2次 平成23年6月13日 第3次 平成23年7月13日 及び同月14日	408	392	84	57	6.88
警部 (一般)	警部補の階級に4年以上 在級している者	第1次 平成23年4月23日 第2次 平成23年5月9日 第3次 平成23年6月6日 及び同月7日	282	281	65	17	16.53

(4) 昇任選考の状況

職員の任用に関する規則に基づき、人事委員会が実施した昇任選考の状況である。

昇任選考の状況（平成23年度）

職種	選考申請人数										選考承認人数
	知事局	議会議長	選挙管 理委員 会	代表監 査委員	教 育 委 員 会	人 事 委 員 会	警 察 本 部 長	企 業 局	病 院 局	合 計	
部長級	10	1							1	12	12
統括監級	25				3		4	3	2	37	37
課長級	81	1		1	9	1	9	5	3	110	110
班長級	119	1		1	28	2		6	4	161	161
研究主幹	7									7	7
主査級	120	2			36		9	5	8	180	180
主任技師	35							2	7	44	44
主任研究員	5									5	5
主任医師	1									1	1
科部(副)長									12	12	12
科技師(副)長									2	2	2
看護主幹	1								1	2	2
主幹									2	2	2

薬局長									1	1	1
医長									6	6	6
主任看護師									8	8	8
室長									2	2	2
計	404	5	2	76	3	22	21	59	592	592	

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

地方公務員法の規定に基づき、人事委員会が実施した報告及び勧告の状況である。

給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況 (平成23年度)

報告及び勧告の年月日	報告及び勧告の内容	実施状況
平成23年11月1日	<p>報告</p> <p>1 給与改定について</p> <p>(1) 給料表 給料表(教育職給料表(2)及び教育職給料表(3)を除く。)については、国家公務員の俸給表改定に関する人事院勧告の内容に準じて改定する必要がある。教育職給料表(2)及び教育職給料表(3)については、行政職給料表との均衡を考慮し、改定を行う必要がある。また、給料月額について、上記の改定が行われることを踏まえ、給与構造改革における給与水準の引下げに伴う経過措置額の算定基礎となる額についても、人事院勧告の内容に準じて引き下げる必要がある。</p> <p>(2) 期末手当及び勤勉手当 ア 支給月数 期末手当及び勤勉手当については、民間の年間支給割合が職員の年間支給月数とおおむね均衡していることから、改定を行わないことが適当と判断した。 イ 1か月以下の育児休業に係る期末手当の取扱い 人事院勧告及び職員の取得状況等を踏まえ、男性職員の育児休業取得促進の一助となるよう、1回の承認に係る期間が1か月以下である育児休業を取得した職員について、本年12月期の期末手当より、支給割合を減じないための所要の措置を講ずる必要がある。</p> <p>(3) 特地勤務手当等 離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署(以下「特地公署」という。)に勤務する職員に支給されている特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)については、特地公署ごとに級地区分が定められているが、社会経済情勢の変化、国における特地官署の級地区分の見直しや他都道府県の状況等を踏まえ、見直しを行う必要がある。</p> <p>(4) 業務内容等に応じた給与制度 ア 船舶業務関係 船員の調整数及び実習船に乗り組む教育職員の特殊勤務手当については、他都道府県との均衡を考慮し、是正及び必要の措置を講じる必要がある。併せて、海事職給料表の適用を受ける職員について、他都道府県の状況を踏まえ、職務の級の格付けも含め、給与水準のあり方を検討していく必要がある。 イ 福祉業務関係 特定の業務に従事する福祉関係職員については、勤務環境や業務の実態等を精査し、他都道府県の動向にも留意しつつ、その処遇を検討していく必要がある。 ウ 獣医師の業務関係 獣医師については、人材確保を図る観点から、他都道府県との均衡を考慮し、初任給調整手当の額の引上げや支給期間の拡大など、処遇を改善する必要がある。 エ 災害時の業務関係 災害時の業務に従事する職員については、特殊勤務手当として暴風雨時手当が措置されているが、他都道府県の状況等を踏まえつつ、対象範囲の整理を行い、適切な見直しに努める必要がある。</p> <p>(5) その他の課題 自宅に係る住居手当については、本県職員の居住実態、民間の支給状況、他都道府県の動向等を踏まえ、引き続き、同手当のあり方を含めて検討していく必要がある。</p> <p>(6) 改定の実施時期等</p>	

本年の民間給与との較差に基づく給与改定は、職員の給与水準を引き下げる内容の改定であることから、遡及することなく実施することとする。

なお、職員の給与と民間の給与は4月時点で比較し均衡を図ることとしており、遡及改定を行わない場合であっても、年間給与で職員と民間の均衡を図る観点から、4月からこの改定の日の前日までの期間に係る較差相当分について、所要の調整を行うことが情勢適応の原則にもかかなうものである。この年間調整については、本年12月期の期末手当の額において、本年4月からこの改定の実施の前日までの間の較差相当分について制度的に調整するよう所要の措置を講ずることとする。

この場合において、本年の調整は、引下げ改定が行われる給料月額又は経過措置額を受ける職員によって行政職給料表適用職員全体の民間給与との較差の総額を負担することとして行うことが適当である。

具体的な調整方法としては、引下げ改定が行われる給料月額又は経過措置額を受ける職員について、本年4月に受けた民間給与との比較の基礎となる給与種目の給与額の合計額に調整率(△0.36%)を乗じて得た額に、本年4月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、本年6月に支給された期末手当及び勤勉手当に当該調整率を乗じて得た額を合算した額を基にして調整することとする。

また、行政職給料表以外の給料表についても、引下げ改定が行われない医療職給料表(1)及び第2号任期付研究員に適用される給料表を除き、行政職給料表と同様の調整を行うこととする。

なお、管理職手当の支給対象者については、特例条例により管理職手当が減額され、較差相当分は現に支給されていないことから、所要の調整を行わないことが適当である。

2 職務給の原則の徹底

平成18年度の給与構造改革前、改正前の級別標準職務表等に基づき、上位の級に格付けされた職員については、給与構造改革により給料表が切り替えられた際、現行の級別標準職務表に適合しないまま、上位の級への格付けが経過的に残っている状態となっている。

これについては、職員団体との交渉の結果によるものであるが、退職手当の調整額の算定を含め、給与制度の適正な運用に課題があることから、早急な是正が求められる。

また、雇用と年金の接続を前提とする人事院の定年延長に関する意見の申出において、60歳超の給与制度の設計については、60歳前の給与の70%水準となるよう設定するとされていることもあり、現行の級別標準職務表に適合しない級への格付けについては、改善に努める必要がある。

3 給与構造改革について

(1) 勤務実績の給与への反映

勤務実績の給与への反映については、各任命権者において取組が進められているところであるが、引き続き、職員の勤務実績が的確に反映されるよう制度の導入に取り組んでいく必要がある。

なお、平成23年度から管理職員を対象に実施されている勤勉手当の成績率の運用については、任命権者を通じて統一した取扱いがなされていない状況である。

今後、公務部内において、制度の適切な運用が図れるよう検討していく必要がある。

(2) 経過措置額の廃止の検討

人事院は、平成25年度からの定年の段階的な引上げを見据え、高齢層職員の給与水準の是正を図る必要があることから、給与構造改革における経過措置額について、平成24年度は、経過措置額として支給されている俸給の2分の1を減額(減額の上限は10,000円)して支給し、平成25年4月1日に経過措置額を廃止することを勧告したところである。

また、経過措置額の廃止に伴って生ずる原資については、世代間の給与配分の適正化の観点から、若年・中堅層を中心に、給与構造改革期間中に抑制されてきた昇給の回復に充てることとされている。

しかしながら、本県においては、地域手当の支給対象地がないため、昇給抑制措置を講じておらず、国とは事情が異なる。

給与構造改革における経過措置額については、本県の実情を考慮しつつ、国との均衡、他都道府県の動向を踏まえ、廃止の方向で検討を進めていくことが望ましい。

4 公務運営に関する課題について

(1) 勤務環境の整備

ア 年間総実勤務時間の短縮

年間総実勤務時間の短縮は、職員の心身の健康保持、公務

能率の向上及びワーク・ライフ・バランスを図るうえで重要な課題である。

各任命権者においては、様々な取組により一人当たりの年間総実勤務時間の短縮に努めてきたところであり、引き続き業務配分等の見直し、定時退庁の奨励等の取組及び年次有給休暇等を取得しやすい職場環境づくりを推進する必要がある。

一部任命権者において既に運用されている勤務管理システムは、職員の勤務状況を把握する有効な手段であり、システムの活用と分析により、さらなる時間外勤務縮減と職員の健康管理に向けて取り組む必要がある。

イ 男性職員の育児休業取得促進等

男性職員の育児休業取得促進を図るため、所要の措置を講ずるとともに、育児休業を取りやすい職場環境の整備を図ることが必要である。

また、産前産後休暇及び育児休業を取得する職員の代替職員の採用配置にあたっては、職場の負担増とならないよう十分配慮し、職員が安心して休める職場の環境づくりに努める必要がある。

ウ 心身の健康管理

職員の健康については、各任命権者等の連携の下、公務員生活全体を通じた管理を行っていく必要がある。

近年、心の健康の問題については、任命権者において様々な取組がなされているが、退職者は依然として多く、その対策が課題である。

各任命権者においては、心の健康づくり対策として、職場の人間関係を含む職場環境等の把握と改善、メンタルヘルス不調に対する早期の気づき等を促すための研修の実施、相談体制の充実等に取り組んできたところであるが、引き続き組織的かつ計画的に取り組んでいく必要がある。

また、心の健康の問題により退職した職員の円滑な職場復帰を図るため、復職試行制度や勤務軽減措置の充実を図る必要がある。

(2) 人事評価制度の整備

本県では、平成20年度から管理者層を対象として人事評価が行われており、班長級以下の全職員についても、平成24年度の試行、平成25年度からの実施に向け、制度の見直しを行っているところである。

評価制度の運用にあたっては、制度に対する職員の納得と信頼の確保が重要であることから、改善を重ねていく必要がある。

(3) 多様な人材の確保及び育成

複雑、高度化する県民の行政に対するニーズに迅速かつ的確に対応していくため、個々の職員の資質・能力の向上が求められる。

各任命権者においては、人材育成基本方針に基づき、職場研修や修学部分休業制度の運用など様々な取り組みがなされているが、引き続き人材育成の重要性を周知し、計画的・継続的な人材育成及び女性職員の登用を推進していく必要がある。

また、職員は、公共の利益のために勤務するものであり、一人一人が県民全体の奉仕者としての自覚を持ち、高い倫理観や使命感を保持し続けることが重要である。各任命権者においては、服務規律の確保に万全を期し、公務員倫理の確立に努める必要がある。

なお、各任命権者が求める有為な人材の確保については、採用試験における試験区分の新設や試験実施方法の見直し等により対応してきたところであるが、必要とする職に応じて、選考採用、任期付職員採用等、競争試験以外の採用方法についても、積極的な活用を検討する必要がある。

また、採用後のキャリア形成等を考慮した試験区分の見直しに向け、検討を行う必要がある。

(4) 定年の引上げ等について

人事院は、公的年金の支給開始年齢の引上げに合わせて、雇用と年金の接続を図るため、国家公務員の定年を平成25年度から段階的に引き上げることが適当であるとして、本年、国家公務員法等の改正についての意見の申出を行っている。

本県においても、雇用と年金の接続は喫緊の課題であり、国の動向、他の都道府県の取組等を注視するとともに、定年引上げに伴う組織活力の維持方策、給与のあり方等の諸課題を早急に検討していく必要がある。

5 勧告実施の要請について

人事委員会の給与勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として設けられたものであり、地方公務員法に定める情勢適応の原則に基づき、適正な職員の給与水準を確保するためのものである。

本年は、3年連続、月例給の引下げという厳しい内容の勧告となったが、職員におかれては、一人一人が県民全体の奉仕者としての責務を自覚し、県民の公務に寄せる期待と信頼に応えるべく、使命感と誇りを持って一層職務に精励されることを要望する。

議会及び知事におかれては、給与勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、勧告どおり実施されるよう要請する。

なお、現在行われている特例条例による管理職手当の減額措置は、臨時的、特例的に実施されているものであるが、平成10年度から長期間に及んでいる。

職員の給与は、地方公務員法に定める給与決定の諸原則により決定されるべきものであり、本委員会としては、本来の職員の給与水準が確保されるよう特例条例による当該減額措置の早期是正に向け、一層努力されることを望むものである。

勧告

- 1 沖縄県職員の給与に関する条例の改正
(1) 給料表
現行の給料表（医療職給料表（1）を除く。）を別記第1（省略）のとおり改定すること。 勧告どおり実施
- 2 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正
現行の第1号任期付研究員に適用される給料表を別記第2（省略）のとおり改定すること。 勧告どおり実施
- 3 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正
現行の給料表（特定業務等従事任期付職員研究職給料表、特定業務等従事任期付職員医療職給料表(1)、特定業務等従事任期付職員医療職給料表(2)及び特定業務等従事任期付職員医療職給料表(3)を除く。）を別記第3（省略）のとおり改定すること。 勧告どおり実施
- 4 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年沖縄県条例第3号）の改正
平成18年3月31日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成21年沖縄県条例第51号。（1）において「平成21年改正条例」という。）の施行の日において次に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額（沖縄県職員の給与に関する条例附則第10項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下「特定職員」という。）にあつては、当該額に100分の99.8を乗じて得た額）を給料として支給すること。
(1) 平成21年改正条例附則第3項第1号に規定する減額改定対象職員 100分の99.1
(2) (1)に掲げる職員以外の職員（医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び第2号任期付研究員を除く。）100分の99.34 勧告どおり実施
- 5 改定の実施時期等
(1) 改定の実施時期
この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。
(2) 平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置
ア 平成23年12月に支給する期末手当の額は、沖縄県職員の給与に関する条例第27条の規定その他の期末手当に係る規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、ア及びイに掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とすること。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しないこととすること。
イ 平成23年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（平成18年改正条例附則第7項の規定を受けない職員に限る。）、医療職給料表(1)の適用を受ける職員、第2号任期付研究員若しくは第1号任期付研究員若しくは特定任期付職員でその号給が1号給から3号給までであるもの、管理職手当に関する規則（昭和47年人事委員会規則第11号）第2条に規定する職にあるものからこれらの職員以外の職員（以下「減額改定対象職員」という。）となつた者（同年4月1日に減額改定対象職員であつた者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。）にあつては、その減額改

定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特勤手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）及び教職調整額の月額の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から当該実施の日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1 級	1号給から93号給まで
	2 級	1号給から76号給まで
	3 級	1号給から60号給まで
	4 級	1号給から44号給まで
	5 級	1号給から36号給まで
	6 級	1号給から28号給まで
	7 級	1号給から16号給まで
	8 級	1号給から4号給まで
公安職給料表	1 級	1号給から104号給まで
	2 級	1号給から96号給まで
	3 級	1号給から84号給まで
	4 級	1号給から68号給まで
	5 級	1号給から44号給まで
	6 級	1号給から36号給まで
	7 級	1号給から28号給まで
	8 級	1号給から16号給まで
	9 級	1号給から4号給まで
海事職給料表	1 級	1号給から85号給まで
	2 級	1号給から69号給まで
	3 級	1号給から69号給まで
	4 級	1号給から68号給まで
	5 級	1号給から52号給まで
	6 級	1号給から40号給まで
	7 級	1号給から24号給まで
教育職給料表(1)	1 級	1号給から84号給まで
	2 級	1号給から64号給まで
	3 級	1号給から52号給まで
	4 級	1号給から24号給まで
教育職給料表(2)	1 級	1号給から104号給まで
	2 級	1号給から84号給まで
	特2級	1号給から60号給まで
	3 級	1号給から36号給まで
教育職給料表(3)	1 級	1号給から104号給まで
	2 級	1号給から96号給まで
	特2級	1号給から60号給まで
	3 級	1号給から52号給まで
研究職給料表	1 級	1号給から108号給まで
	2 級	1号給から84号給まで
	3 級	1号給から52号給まで

	医療職給料表(2)	4 級	1号給から36号給まで
		5 級	1号給から16号給まで
		1 級	1号給から85号給まで
		2 級	1号給から84号給まで
		3 級	1号給から68号給まで
		4 級	1号給から56号給まで
		5 級	1号給から40号給まで
		6 級	1号給から24号給まで
		7 級	1号給から8号給まで
		医療職給料表(3)	1 級
	2 級	1号給から92号給まで	
	3 級	1号給から68号給まで	
	4 級	1号給から56号給まで	
	5 級	1号給から40号給まで	
6 級	1号給から20号給まで		

(イ) 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額

イ 平成23年4月1日から同年12月1日までの間において、給料表の適用を受けない県職員等であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものについては、アの額の算定に関し所要の措置を講ずること。

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

地方公務員法第47条の規定に基づき、職員が勤務条件に関する措置の要求をした状況である。

勤務条件に関する措置の要求の状況

(平成23年度)

区分	前年度末現在 未処理件数	措置要求件数	処理件数	前年度末現在 未処理件数に 係る処理件数	今年度の措置 要求件数に係 る処理件数	年度末現在 未処理件数	
県 分	給与	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	勤務時間	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	休暇	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	計	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
市 町 村 等 分	給与	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	勤務時間	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	休暇	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	計	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

合 計	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
-----	----------	----------	----------	----------	----------	----------

備考 1 件数は、措置要求をした個々の職員1人をもって1件とし、数人の職員が共同で措置要求した場合も職員1人をもって1件としている。また、1人の職員が2以上の異なる区分について同時に措置要求した場合は、それぞれを1件としている。

2 「措置要求件数」は、人事委員会に対して措置要求がなされたものすべての件数である。

3 「処理件数」には、措置要求が適法要件を欠くため、実体審理に入らないで不受理（却下）としたものも含む。

4 各欄の括弧書は事案数を計上し、審理の過程において併合が行われた場合には1事案とし、分離が行われた場合にはそれぞれを1事案としている。

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

地方公務員法第50条の規定に基づき、職員の懲戒その他その意に反する不利益な処分についての不服申立てをした状況である。

不利益処分に関する不服申立ての状況

(平成23年度)

区 分	前年度末現在 未 処 理 件 数	不服申立て 件 数	処 理 件 数	前年度末現在	今年度の不服	年度末現在	
				未 処 理 件 数 に 係 る 処 理 件 数	申 立 て 件 数 に 係 る 処 理 件 数		未 処 理 件 数
県 分	分限処分	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	懲戒処分	1 (1)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (3)
	転 任	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	そ の 他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	計	1 (1)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (3)
市 町 村 等 分	分限処分	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	懲戒処分	0 (0)	3 (3)	2 (2)	0 (0)	2 (2)	1 (1)
	転 任	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	そ の 他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	計	0 (0)	3 (3)	2 (2)	0 (0)	2 (2)	1 (1)
合 計	1 (1)	5 (5)	2 (2)	0 (0)	2 (2)	4 (4)	

備考 1 件数は、不服申立てをした個々の職員1人をもって1件としている。

2 「不服申立て件数」は、人事委員会に対して不服申立てがなされたものすべての件数である。

3 「処理件数」には、不服申立てが適法要件を欠くため、実体審理に入らないで不受理（却下）としたものも含む。

4 各欄の括弧書は事案数を計上し、審理の過程において併合が行われた場合には1事案とし、分離が行われた場合にはそれぞれを1事案としている。